

**令和5年度
新宿区立高田馬場創業支援センター
及び
新宿区立新宿消費生活センター分館
指定管理者の管理業務に係る事業評価結果**

令和6年10月

新宿区

【目次】

I	評価の目的	2
II	施設の概要	3
III	評価の概要	5
IV	評価結果	
1	新宿区立高田馬場創業支援センターの評価結果	7
2	新宿区立新宿消費生活センター分館の評価結果	10
◎参考資料		
1	新宿区立高田馬場創業支援センターの指定管理者の管理業務に係る 事業評価に関する要綱	13
2	新宿区立新宿消費生活センター分館の指定管理者の管理業務に係る 事業評価に関する要綱	15
3	評価委員名簿及び評価委員会開催実績	17
4	施設の利用・収支状況	18

I 評価の目的

新宿区では、旧シルバー人材センターの跡地を活用し、平成 23 年 10 月に消費者団体の活動支援などの機能の充実を目的とする「新宿区立新宿消費生活センター分館」の移転と併せ、同一建物内に中小企業の新たな創業支援などを行うため「新宿区立高田馬場創業支援センター」を開設しました。創業支援センターでは、オフィススペースの提供だけでなく、常駐する専門の職員が創業に必要な相談や情報提供等を行い、「創業の準備段階」から「経営革新」まで必要なノウハウの習得を支援し、企業家育成を行います。消費生活センター分館では、消費者団体の広報活動を支援するほか、地域住民への消費生活向上のための情報提供や施設の貸し出しも継続的に行います。

また、両施設の管理運営については一元管理とし、効率的で質の高いサービスを提供できるように、指定管理者制度を導入することとしました。

これに伴い、区の審査及び区議会の承認を経て、平成 23 年 10 月 1 日から指定管理者による管理を開始し、第 2 期指定管理期間である平成 26 年 4 月 1 日からは有限会社そーほっとが管理業務を行っています。

指定管理者が行う管理運営及び事業の具体的内容は、指定管理者から提出される事業計画書に基づき、区と指定管理者が締結する協定書等で定めており、区では、指定管理者の管理業務が協定書の定めに従って適正に行われたか、また、施設の設置目的に沿って円滑に運営し、施設利用者へのサービスの向上がなされたかなどを検証するために、毎年度終了後、指定管理者評価委員会を開催し、管理業務の事業評価を実施しています。

高田馬場創業支援センター及び新宿消費生活センター分館においても、評価の結果を今後の管理業務に反映し、利用者へのより良いサービスの提供に寄与できるよう、令和 5 年度の事業評価（令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月までの 1 年間の業務実績について評価）を行いました。

II 施設の概要

- 1 所在地 新宿区高田馬場一丁目 32 番 10 号
- 2 構造 鉄筋コンクリート造 地上 3 階・地下 1 階
(昭和 60 年 11 月築)
- 3 規模 敷地面積 269.29 m²
延床面積 603.52 m² (地下 1 階倉庫等 109.15 m²含む)

階数	施設	室名
3 階 (164.76 m ²)	新宿消費生活センター分館	会議室、調理室兼商品テスト室 資料コーナー
2 階 (168.82 m ²)	高田馬場創業支援センター	シェアードオフィス(10 席) 交流スペース、相談室、資料コーナー
1 階 (160.79 m ²)	高田馬場創業支援センター	個室オフィス(2 室)、会議室兼商談室
	新宿消費生活センター分館	グループ活動室

- 4 開設年月日 平成 23 年 10 月 1 日
- 5 開館時間 8 : 30 ~ 24 : 00
※新宿消費生活センター分館は 22 : 00 まで
- 6 休館日 年末年始 (12 月 29 日 ~ 1 月 3 日)
- 7 管理業務の概要
 - (1) 施設運營業務
受付・案内業務、庶務事務等
 - (2) 施設管理業務
清掃業務、保安警備業務、各種設備保守点検業務、備品管理業務等
 - (3) 高田馬場創業支援センターに関する業務
産業に関する情報の収集及び提供、創業支援等の専門職員による面接・

指導業務、専門家相談・セミナー開催等による創業支援事業等

(4) 新宿消費生活センター分館に関する業務

消費生活に関する情報の収集及び提供、分館施設の利用承認事務、利用料金の収納事務、消費者団体の活動支援等

Ⅲ 評価の概要

評価は、「新宿区立高田馬場創業支援センターの指定管理者の管理業務に係る事業評価に関する要綱」及び「新宿区立新宿消費生活センター分館の指定管理者の管理業務に係る事業評価に関する要綱」に基づき行いました。

1 評価者

新宿区立高田馬場創業支援センター及び新宿区立新宿消費生活センター分館指定管理者評価委員会

2 評価委員会の構成

5名（外部有識者等3名、内部委員2名）

構成員は、新宿区産業コーディネーター（大学准教授）、中小企業診断士、新宿消費生活センター分館利用団体代表、文化観光産業部文化観光課長、文化観光産業部勤労者・仕事支援センター担当課長です。

3 評価項目

評価項目は、次の5項目です。

- ① 施設の運営に関すること
- ② 利用・サービスに関すること
- ③ 施設・設備の管理に関すること
- ④ 管理運営経費に関すること
- ⑤ 事業に関すること

4 評価対象資料

指定管理者から提出された令和5年度事業報告書及び自己評価表をもとに、評価委員会開催当日の指定管理者からの事業説明及び質疑応答によって評価を行いました。

5 評価方法

評価は、各委員が個別評価及び総合評価を行い、評価の平均値を踏まえ、区が全体評価を決定しました。評価の基準は、「指定管理者の事業評価に係る運用基準」に基づき、次のとおりとしています。

総合評価の平均値	全体評価の評価基準
3.5以上	4 優良
2.5以上3.5未満	3 良
1.5以上2.5未満	2 適当
1.0以上1.5未満	1 課題あり

IV 評価結果

1 新宿区立高田馬場創業支援センターの評価結果

(1) 各委員による評価

	評価項目	委員				
		A	B	C	D	E
個別評価	(1) 施設の運営に関すること	2.6	3.1	3.0	2.3	2.7
	(2) 利用・サービスに関すること	2.5	2.7	3.0	2.5	2.7
	(3) 施設・設備の管理に関すること	3.0	3.0	3.0	2.0	3.0
	(4) 管理運営経費に関すること	2.0	2.5	3.0	2.0	2.5
	(5) 事業に関すること	3.0	3.0	3.0	2.5	3.0
総合評価		2.6	2.9	3.0	2.3	2.8

(2) 産業振興課による評価

	評価項目	評価
個別評価	(1) 施設の運営に関すること	2.7
	(2) 利用・サービスに関すること	2.7
	(3) 施設・設備の管理に関すること	2.8
	(4) 管理運営経費に関すること	2.4
	(5) 事業に関すること	2.9
総合評価		2.7
全体評価		3 (良)

(3) 項目別の評価及び全体評価

① 施設の運営に関すること

施設の運営に関して「利用率・稼働率」、「職員体制」、「職員教育」、「緊急時の対応」、「区との連絡調整」、「適正な労働環境の確保」、「その他施設の運営」の観点から評価を行いました。

【評価（2.7点）】

利用者の年間平均稼働率は73.2%と高い水準を維持していた。また、年度末時点での施設利用者は27名（定員32名）であり、前年度から2名増加している。職員は事業計画に基づき適正な職員体制で業務にあたり、また、創業支援施設の運営に関する専門的な研修を受講し、業務に必要な知識の習得に努めていた。

② 利用・サービスに関すること

施設の利用・サービスに関して「利用手続」、「サービス水準の確保」、「利用者サービスの向上」、「利用者対応・接遇」、「利用者要望の把握・対応」、「個人情報等の適切な対応」の観点から評価を行いました。

【評価（2.7点）】

利用者からの要望については、職員間での情報共有を徹底し適切に対応していた。また、利用者への対応・接遇については、職員研修やOJTの実施により接遇力の向上に努め、利用者アンケートの「職員の応接」の項目では87.5%が「良い」と回答しており、「親身な対応」「いつでも相談に乗ってくれる」といった意見が多数寄せられた。

個人情報については、データにパスワードを設定する、文書は施錠できるキャビネットに保管するなど適切な対応が図られており、区による立入調査においても指摘事項はなかった。

③ 施設・設備の管理に関すること

施設・設備の管理に関して「施設・設備管理」、「施設修繕・備品管理」、「省エネルギー・省資源」の観点から評価を行いました。

【評価（2.8点）】

事業計画に基づき施設・設備の日常的な確認と定期的な点検を実施していた。また、館内の清掃・整理整頓についての利用者アンケートでは85.0%が「良い」と回答しており、「清潔に保たれている」「快適」といった意見が多数寄せられた。

④ 管理運営経費に関すること

管理運営経費に関して「適正な会計」、「経費節減、収入・利益率確保の努力」の観点から評価を行いました。

【評価（2.4点）】

区による立入調査で帳簿や領収書等を確認し、会計管理は適切に行われていることを確認した。また、見積もり合わせによる購買先の選定やチラシの自作等、経費節減に取り組んでいた。

⑤ 事業に関すること

高田馬場創業支援センターの事業運営に関して「事業実施」、「効果的・効率的な視点」の観点から評価を行いました。

【評価（2.9点）】

利用終了者20名全員が創業しており、事業計画目標の10名を大きく上回る結果であった。また、補助金や融資等の情報を日常的に収集し、利用者や相談者に対して、迅速かつ効果的な提供に努め、事業支援を的確に実施していた。

⑥ 全体評価

令和5年度の指定管理者の管理業務について、各評価委員の評価を踏まえ、総合評価は「2.7」となりました。また、全体評価は、評価基準（2.5以上3.5未満→3：良）に照らし、「3：良」としました。

【総合所見】

事業計画に基づき事業の実施・サービス向上に努めており、施設は良好に運営されていた。また、利用者のニーズが高い補助金や融資等の情報を積極的に提供していた。こうした取組により、事業相談についての利用者アンケートでは92.5%が「良い」と回答したことは評価できる。また、利用終了者20名全員が創業し、事業計画目標の10名を大きく上回る結果であった。今後も社会情勢の変化に柔軟に対応し、創業者数の増と区内定着に向け、引き続き、きめ細かな支援を期待する。

2 新宿区立新宿消費生活センター分館の評価結果

(1) 各委員による評価

	評価項目	委員				
		A	B	C	D	E
個別評価	(1) 施設の運営に関すること	2.3	2.9	3.0	2.1	2.7
	(2) 利用・サービスに関すること	2.5	2.5	3.0	2.0	2.7
	(3) 施設・設備の管理に関すること	3.0	3.0	3.0	2.0	3.0
	(4) 管理運営経費に関すること	2.3	2.3	3.0	2.0	2.7
	(5) 事業に関すること	3.0	3.0	3.0	2.5	3.0
総合評価		2.6	2.7	3.0	2.1	2.8

(2) 消費生活就労支援課による評価

	評価項目	評価
個別評価	(1) 施設の運営に関すること	2.6
	(2) 利用・サービスに関すること	2.5
	(3) 施設・設備の管理に関すること	2.8
	(4) 管理運営経費に関すること	2.5
	(5) 事業に関すること	2.9
総合評価		2.7
全体評価		3 (良)

(3) 項目別の評価及び全体評価

① 施設の運営に関すること

施設の運営に関して「利用率・稼働率」、「職員体制」、「職員教育」、「緊急時の対応」、「区との連絡調整」、「適正な労働環境の確保」、「その他施設の運営」の観点から評価を行いました。

【評価（2.6点）】

施設運営は、事業計画に従って適切に行われていた。稼働率は会議室が40.34%、調理室が30.49%で、目標である会議室59.5%、調理室33.9%には届かなかったが、学生や社会人の利用が増加し、新規利用者の獲得により、前年度より向上した。

② 利用・サービスに関すること

施設の利用・サービスに関して「利用手続」、「サービス水準の確保」、「利用者サービスの向上」、「利用者対応・接遇」、「利用者要望の把握・対応」、「個人情報等の適切な対応」の観点から評価を行いました。

【評価（2.5点）】

概ね良好であり、丁寧な対応と利用者への要望に的確に対応できている。利用者アンケートや利用者懇談会を実施するほか、日常的なコミュニケーションを重視し、利用者からあがる意見や要望の把握に迅速に対応した。また、指定管理者自らが施設を利用することで、利用者目線で体感し、設備の利便性の向上に努めている。

個人情報については、データにパスワードを設定する、文書は施錠できるキャビネットに保管するなど適切な対応を行っていた。また、区による立入調査においても指摘事項はなかった。

③ 施設・設備の管理に関すること

施設・設備の管理に関して「施設・設備管理」、「施設修繕・備品管理」、「省エネルギー・省資源」の観点から評価を行いました。

【評価（2.8点）】

事業計画に基づき施設・設備の日常的な確認と定期的な点検を実施していた。また、館内の清掃・整理整頓についての利用者アンケートでは85.0%が「良い」と回答しており、「清潔に保たれている」「快適」といった意見が多数寄せられた。

④ 管理運営経費に関すること

管理運営経費に関して「適正な会計」、「目標の達成」、「経費節減、収入・利益率確保の努力」の観点から評価を行いました。

【評価（2.5点）】

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年度以前は利用料金収入が低くなっていたが、令和5年度の利用料金収入の達成率は94.5%まで回復し、会計処理も適正に実施された。

省エネルギー対策の実施や、チラシを自作するなど職員で対応することにより、経費削減に努めていた。

⑤ 事業に関すること

新宿消費生活センター分館の事業運営に関して「事業実施」、「効果的・効率的な視点」の観点から評価を行いました。

【評価（2.9点）】

事業計画に基づき、適切に事業は実施されていた。企画事業では、区民の興味を引く企画を立て、従来あまり利用のない層からの申込みが多くあり、多くの区民に消費生活センター分館の周知、利用促進が行われた。

⑥ 全体評価

令和5年度の指定管理者の管理業務について、各評価委員の評価を踏まえ、総合評価は「2.7」となりました。また、全体評価は、評価基準（2.5以上3.5未満→3：良）に照らし、「3：良」としました。

【総合所見】

事業計画に基づき管理業務は適切に行われていた。稼働率や利用料金収入は目標には届いていないものの、学生や社会人の新規利用者を獲得したことで、前年度と比べて実績が伸びている。また、効果的な企画事業を実施し、消費生活センター分館の利用促進を行った点は評価できる。

引き続き、ホームページだけではなく、センターの認知度、利用者を増やすための情報発信を強化し、特に学生に向けた利用につながる広報活動の強化を期待する。また、会議室や調理室などの稼働率の向上と合わせて、利用者サービスの維持及び向上について、十分に対策を構築いただきたい。

新宿区立高田馬場創業支援センターの指定管理者の管理業務に係る事業評価に関する
要綱

平成 26 年 6 月 11 日

26 新地産産第 647 号

一部改正地域文化部長決定

平成 28 年 3 月 18 日

27 新地産産第 2842 号

一部改正地域文化部長決定

令和 2 年 6 月 1 日

2 新文産産第 1043 号

一部改正文化観光産業部長決定

令和 3 年 4 月 1 日

3 新文産産第 1369 号

一部改正文化観光産業部長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、新宿区立高田馬場創業支援センター（以下「創業支援センター」という。）の指定管理者が実施した管理業務に係る事業を評価するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(評価委員会の設置)

第 2 条 事業評価を行うため、新宿区立高田馬場創業支援センター指定管理者評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 各委員は、第 1 条の目的とする創業支援センターの事業評価を行う。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる職にある者につき、区長が委嘱し、又は任命する委員 5 名をもって組織する。

(1) 外部有識者等 3 名

(2) 内部委員 2 名

2 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日又は任命の日から、所定の評価業務が終了した日ま

でとする。

(委員会の開催)

第5条 委員会は委員長が招集する。

2 委員長は、委員の半数以上の出席がなければ委員会を開くことができない。

3 委員長は、必要に応じ委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(評価)

第6条 各委員は、創業支援センターの指定管理者が提出した事業報告書及びその他委員会が必要と認める書類について、別表に定める評価基準により評価を行うものとする。評価を行う際、必要に応じて、当該指定管理者から聞き取り調査等を行うことができる。

2 前項の評価項目は、次に掲げる事項とする。

- (1) 施設の運営に関する事
- (2) 利用・サービスに関する事
- (3) 施設・設備の管理に関する事
- (4) 管理運営経費に関する事
- (5) 事業に関する事

(評価結果の決定)

第7条 区長は、各委員の評価を踏まえ、評価結果を決定する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、文化観光産業部産業振興課が処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

新宿区立新宿消費生活センター分館の指定管理者の管理業務に係る事業評価
に関する要綱

26 新地消消第 383 号 平成 26 年 6 月 11 日 地域文化部長決定
改正 28 新文消消第 79 号 平成 28 年 4 月 1 日 文化観光産業部長決定
改正 2 新文消消第 224 号 令和 2 年 6 月 1 日 文化観光産業部長決定
改正 3 新文消消第 14 号 令和 3 年 4 月 1 日 文化観光産業部長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、新宿区立新宿消費生活センター分館（以下「消費生活センター分館」という。）の指定管理者が実施した管理業務に係る事業を評価するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(評価委員会の設置)

第 2 条 事業評価を行うため、新宿区立新宿消費生活センター分館指定管理者評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 各委員は、第 1 条の目的とする消費生活センター分館の事業評価を行う。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる職にある者につき、区長が委嘱し、又は任命する委員 5 名をもって組織する。

(1) 外部有識者等 3 名

(2) 内部委員 2 名

2 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日又は任命の日から、所定の評価業務が終了した日までとする。

(委員会の開催)

第 5 条 委員会は委員長が招集する。

2 委員長は、委員の半数以上の出席がなければ委員会を開くことができない。

3 委員長は、必要に応じ委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(評価)

第 6 条 各委員は、消費生活センター分館の指定管理者が提出した事業報告書及びその他委員会が必要と認める書類について、別表に定める評価基準により評価

を行うものとする。

2 前項の評価項目は、次に掲げる事項とする。

- (1) 施設の運営に関する事
- (2) 利用・サービスに関する事
- (3) 施設・設備の管理に関する事
- (4) 管理運営経費に関する事
- (5) 事業に関する事

3 委員会は、第1項の評価を行う際、必要に応じて、当該指定管理者から聞き取り調査等を行うことができる。

(評価結果の決定)

第7条 区長は、各委員の評価を踏まえ、評価結果を決定する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、文化観光産業部消費生活就労支援課が処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月11日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

評価委員名簿及び評価委員会開催実績

- 1 新宿区立高田馬場創業支援センター及び新宿区立新宿消費生活センター分館
指定管理者評価委員会委員

役 職	氏 名	備考
学識経験者等（新宿区産業コーディネーター、東京都立大学 都市環境学部 都市政策科学科 准教授）	金子 憲	委員長 （互選による）
学識経験者等 （新宿区中小企業診断士会 会長）	平山 薫	
学識経験者等 （新宿区消費者団体連絡会 副会長）	小野 清	
内部委員 （文化観光産業部文化観光課長）	村上 喜孝	
内部委員 （文化観光産業部勤労者・仕事支援センター担当課長）	廣井 孝年	

- 2 新宿区立高田馬場創業支援センター及び新宿区立新宿消費生活センター分館
指定管理者評価委員会の開催実績

(1) 日時 令和6年8月23日（金）午後2時～4時

(2) 場所 新宿区立新宿消費生活センター分館 3階会議室

(3) 出席者

評 価 委 員 金子委員、平山委員、小野委員、村上委員、廣井委員
 指定管理者 有限会社そーはっと（事業説明及び質疑応答のため）
 事 務 局 産業振興課、消費生活就労支援課

(4) 内容

- ① 評価方法等概要説明
- ② 指定管理者による事業説明
- ③ 主管課の意見説明
- ④ 指定管理者との質疑応答
- ⑤ 各評価委員による評価
- ⑥ 施設所管課による各委員の評価の取りまとめ

施設の利用・収支状況

1 高田馬場創業支援センター利用状況等

(1) 高田馬場創業支援センター利用実績

(単位：人)

年度	利用申請者数	利用承認者数	退所者数	退所者内訳			年度末利用者数
				創業	経営改善	断念等	
23	17	15	1	0	0	1	14
24	26	24	8	7	0	1	30
25	14	13	16	6	4	6	27
26	21	19	22	11	7	4	24
27	14	12	15	7	3	5	21
28	14	11	17	15	1	1	15
29	16	13	7	7	0	0	21
30	17	16	14	12	0	2	23
元	20	19	11	10	0	1	31
2	11	11	12	7	1	4	30
3	23	23	21	18	0	3	32
4	11	11	18	14	0	4	25
5	22	22	20	20	0	0	27
計	226	209	182	134	16	32	

(2) 創業者等内訳

(単位：人)

区分	創業	経営改善	計
区内	90	9	99
区外	44	7	51
計	134	16	150

(平成23年10月からの累計、令和6年3月31日現在)

(3) シェアードオフィス等利用実績

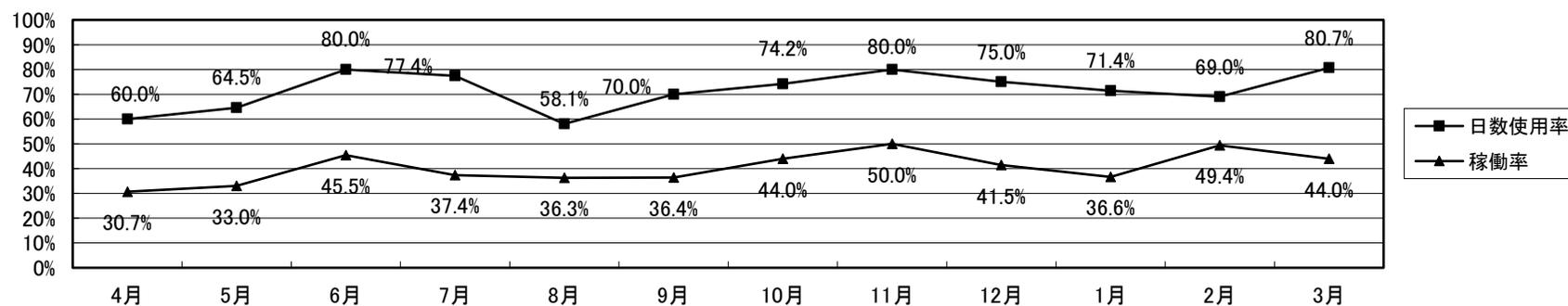
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
延利用者数 (人)	126	143	140	135	152	161	141	131	140	134	136	184	1,723
開設日数 (日)	30	31	30	31	31	30	31	30	28	28	29	31	360
1日当たり 利用者数 (人)	4.2	4.6	4.7	4.4	4.9	5.4	4.5	4.4	5.0	4.8	4.7	5.9	4.8 (平均値)

2 新宿消費生活センター分館会議室等利用状況

(1) 会議室の月別日数使用率、稼働率

利用月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
使用可能日数 (A)	30	31	30	31	31	30	31	30	28	28	29	31	360
使用日数 (B)	18	20	24	24	18	21	23	24	21	20	20	25	258
日数使用率 (%) (B/A)	60.00%	64.52%	80.00%	77.42%	58.06%	70.00%	74.19%	80.00%	75.00%	71.43%	68.97%	80.65%	71.67%
使用可能区分数 (D)	88	91	88	91	91	88	91	88	82	82	85	91	1,056
使用区分数 (C)													
午前	6	6	10	7	10	8	13	14	6	7	14	10	111
午後	16	17	17	19	14	17	17	20	17	12	19	19	204
夜間	5	7	13	8	9	7	10	10	11	11	9	11	111
稼働率 (%) (C/D)	30.68%	32.97%	45.45%	37.36%	36.26%	36.36%	43.96%	50.00%	41.46%	36.59%	49.41%	43.96%	40.34%
利用者数 (人)	302	303	404	494	411	432	544	504	437	368	507	507	5,213

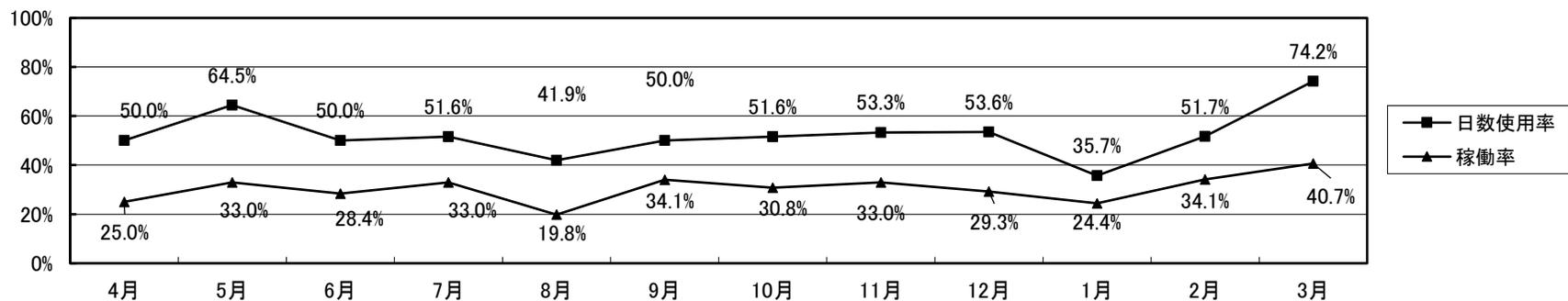
(注：使用可能区分数(D)はメンテナンスのための2枠を除く)



(2) 調理室兼商品テスト室の月別日数使用率、稼働率

利用月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
使用可能日数 (A)	30	31	30	31	31	30	31	30	28	28	29	31	360
使用日数 (B)	15	20	15	16	13	15	16	16	15	10	15	23	189
日数使用率 (%) (B/A)	50.00%	64.52%	50.00%	51.61%	41.94%	50.00%	51.61%	53.33%	53.57%	35.71%	51.72%	74.19%	52.50%
使用可能区分数 (D)	88	91	88	91	91	88	91	88	82	82	85	91	1,056
使用区分数 (C)	22	30	25	30	18	30	28	29	24	20	29	37	322
	午前(a)	4	6	4	9	2	7	7	6	5	6	11	75
	午後(b)	9	8	10	12	10	14	11	11	11	8	12	134
	夜間(c)	9	16	11	9	6	9	10	12	8	6	6	113
稼働率 (%) (C/D)	25.00%	32.97%	28.41%	32.97%	19.78%	34.09%	30.77%	32.95%	29.27%	24.39%	34.12%	40.66%	30.49%
利用者数 (人)	312	419	333	421	187	390	338	376	341	263	394	436	4,210

(注：使用可能区分数(D)はメンテナンスのための2枠を除く)



3 管理経費収支状況

(単位：円)

項目		予算額	収入済額	差引	内訳
収入項目	施設利用料金収入	1,398,000	1,321,000	▲77,000	新宿消費生活センター分館
	会議室利用料	809,000	591,250	▲217,750	
	調理室利用料	393,000	489,250	96,250	
	付帯設備利用料	196,000	240,500	44,500	
	企画事業収入	210,000	151,932	▲58,068	高田馬場創業支援センター
	コピー・プリンタ利用料	120,000	84,432	▲35,568	
	交流会等参加費	90,000	67,500	▲22,500	
	指定管理料収入	54,170,000	54,168,397	▲1,603	
	指定管理料	53,870,000	53,870,000	0	
	修繕費	300,000	298,397	▲1,603	
収入合計(A)		55,778,000	55,641,329	▲136,671	

項目		予算額	支出済額	差引	内訳
支出項目	人件費等	30,807,000	27,698,006	3,108,994	施設長、消費担当職員、施設管理担当職員、受付担当職員、アルバイト職員、社保など
	管理費	15,973,000	14,210,299	1,762,701	事務・施設に関する消耗品、新聞・書籍、印刷費、コピー機に関するトナー、リース料(複合機、給茶機)、通信費、修繕費、日常・定期清掃、保守点検、機械警備、ネットワーク保守、壁面緑化維持管理、電気、ガス、水道他
	事務経費等	8,998,000	8,046,522	951,478	保険料、租税公課、法人本部管理費、(税理士・社労士費用など)、企画事業費、福利厚生費、支払手数料
支出合計(B)		55,778,000	49,954,827	5,823,173	

差引収支 (C) = (A) - (B)	5,686,502
-------------------------	-----------